

SPIE との協力関係を継続

日本光学会国際協力担当幹事 各務 学 (豊田中央研究所)

中川 清 (香川大学)

日本光学会は1996年より、米国に本部を置く国際光工学会 (SPIE: The International Society for Optical Engineering) と、両学会会員相互の利便性向上と交流促進を目的とした覚書を締結しております。

去る2007年11月27日、OPJ 2007 (Optics & Photonics Japan 2007) 開催中の大阪大学吹田キャンパス内において、SPIE 会長 Brian Culshaw 教授 (University of Strathclyde) と日本光学会幹事長である伊東一良教授 (大阪大学) により、2年間継続を記した覚書に署名が行われました (図1)。

本覚書は横田英嗣先生 (故人、当時東海大) のご尽力により1996年に締結され、今回が4回目の更新となります。この間、相互の学会が主催する学術会議において、協賛や学会紹介のパンフレット展示などを行ってまいりました。今回改定されて締結した覚書は、新たに一条項追加 (下記第6条) し、全8条から構成されています。概要は下記の



図1 終始和やかな雰囲気で行われた日本光学会とSPIE間の覚書継続の署名風景。(左)伊東日本光学会幹事長、(右)Culshaw SPIE会長。

通りです。

1. 情報交換：それぞれの学会が主催する技術的な会議、教育プログラム、展示、出版物に関する情報を交換できる。
2. 連携活動：それぞれの学会が主催する会議および講習会の提携、協賛ができる。
3. 出版物：連携活動によって生じた出版物は、いずれかの学会から発行することができ、両学会会員は同じ価格での購入が可能である。
4. 促進：両学会の会誌である“SPIE Professional Magazine”、および『光学』に、相互の行事や活動を紹介でき、さらにそれぞれのウェブサイト上に相互のリンクを設定できる。
5. 会員資格：日本光学会およびSPIEの会員は、相互の学会が主催する会議に投稿ができる。
6. 共同事業創出の禁止：両学会は互いに関して独立した事業主であり、ここではいかなる協会、パートナーシップ、共同事業あるいは代理関係も創出しない。また、どちらの団体も相手の団体を代表して債務または支払能力に対していかなる権利あるいは権限を持たない。
7. 限定事項：この覚書の条項の下では、前もって明確に合意がなされていない事項に関し、この覚書から生じた損害賠償は、SPIEも日本光学会も直接あるいは間接的に責任を負うことはない。
8. 契約期間：この覚書は、2008年1月1日から2009年12月31日まで有効であるものとする。この期間は両学会の決定により改訂や延長があり得る。

上記覚書の原文は日本光学会のホームページ (http://annex.jsap.or.jp/OSJ/infomation/materials_room/2002.k.html) でも参照可能です。同様の覚書は韓国光学会とも締結しており、今後さらに増える予定です。日本光学会では今までに、OPJ および併設のワークショップにおいて、英語によるセッションを実施してまいりました。光学分野の第一線で活躍される海外の研究者をお招きし、生の声を聞く絶好のチャンスであるとともに、研究者間の交流を促進する場を今後も多く展開していきたいと考えております。会員の皆様の積極的な参加をいただきますようお願いいたします。